

◎新潟県告示第381号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

五十公野急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱18号と1号を結んだ線に囲まれた区域

新発田市

大字五十公野字五十公野山

4685番36	1号
4685番48	2号から11号
4684番1	12号及び13号
4685番48	14号から16号
4681番3	17号
4685番57	18号